

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年9月12日
【四半期会計期間】	第17期第3四半期（自 2022年5月1日 至 2022年7月31日）
【会社名】	株式会社イトクロ
【英訳名】	ItoKuro Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 CEO 山木 学 代表取締役 COO 領下 崇
【本店の所在の場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	03-6910-4601（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 佐藤 大輔
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区上大崎三丁目1番1号
【電話番号】	03-6910-4537
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 佐藤 大輔
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第3四半期 累計期間	第17期 第3四半期 累計期間	第16期
会計期間	自2020年11月1日 至2021年7月31日	自2021年11月1日 至2022年7月31日	自2020年11月1日 至2021年10月31日
売上高 (千円)	3,612,664	3,246,006	4,268,387
経常利益 (千円)	1,432,490	91,536	1,306,635
四半期(当期)純利益 (千円)	911,239	17,537	824,822
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000
発行済株式総数 (株)	22,680,000	22,680,000	22,680,000
純資産額 (千円)	9,250,955	8,929,146	9,164,119
総資産額 (千円)	10,143,147	9,982,408	10,045,200
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	43.51	0.86	39.39
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	43.47	-	39.37
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	91.1	88.9	91.1

回次	第16期 第3四半期 会計期間	第17期 第3四半期 会計期間
会計期間	自2021年5月1日 至2021年7月31日	自2022年5月1日 至2022年7月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	14.27	11.38

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第17期第3四半期累計期間は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額につきましては、記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低迷により厳しい状況が続いております。緊急事態宣言などの行動制限は解除され、景気に持ち直しの動きが期待されたものの、新たな変異株による感染者数の拡大や東欧情勢などの地政学的リスク、金融資本市場の変動などが国内経済に与える影響は不透明であり、注視し続ける必要があります。このような経済状況の中、当社では教育業界を主要業界としてメディアサービスを通じて企業価値の向上に取り組んでまいりました。

当社が事業展開する主要マーケットの1つである教育業界では、個人向けを対象としたeラーニングや映像配信講座と個別指導を組み合わせた学習サービス、また難関校の進学に特化したサービスを提供する個別指導塾の増加、企業のグローバル化に合わせた語学学習ニーズの増加、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインによる集客の重要性のさらなる高まりやチャラシやイベントにおける広告予算のWEBへの移行の加速等を背景に、効果的且つ効率的なマーケティング手法へのニーズの高まりにあわせ、インターネット広告への出稿比率が増加しております。

一方で新型コロナウイルスの影響に加え、学習塾ポータルサイト領域における競合他社がユーザー獲得のために広告出稿を強化したことで、学習塾業界におけるリスティング広告の入札競争が激化し、広告単価が高騰いたしました。こうした中で、当社は「塾ナビ」の圧倒的シェアを維持するために、広告宣伝費を計画に対して大幅に追加投下することといたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は3,246,006千円（前年同期比10.1%減）、営業利益は92,672千円（前年同期比93.5%減）、経常利益は91,536千円（前年同期比93.6%減）、四半期純利益は17,537千円（前年同期比98.1%減）となりました。

なお、当社はインターネット・メディア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

#### (2)財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は9,982,408千円となり、前事業年度末に比べ62,792千円減少いたしました。主な内訳は、売掛金が313,826千円増加、流動資産のその他に含まれる未収還付法人税等が246,812千円増加した一方、現金及び預金が491,304千円減少、投資その他の資産に含まれる繰延税金資産が74,789千円減少、のれんが62,110千円減少したことによるものであります。

負債は1,053,261千円となり、前事業年度末に比べ172,180千円増加いたしました。主な内訳は、買掛金が627,256千円増加した一方、未払法人税等が352,867千円減少、流動負債のその他に含まれる未払金が86,560千円減少したことによるものであります。

純資産は8,929,146千円となり、前事業年度末に比べ234,973千円減少いたしました。主な内訳は、新株予約権が47,482千円増加、利益剰余金が17,537千円増加した一方、自己株式の取得により299,993千円減少したことによるものであります。なお、自己資本比率は88.9%となりました。

#### (3)経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (5)研究開発活動

該当事項はありません。

#### (6)経営成績に重要な影響を与える要因について

当第3四半期累計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

#### (7)資本の財源及び資金の流動性について

当第3四半期累計期間において、資本の財源及び資金の流動性に関する事項について重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	90,000,000
計	90,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2022年7月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年9月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,680,000	22,680,000	東京証券取引所 (グロース市場)	単元株式数は100株となっております。
計	22,680,000	22,680,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2022年5月1日～ 2022年7月31日	-	22,680,000	-	30,000	-	-

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

2022年7月31日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2022年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2022年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,392,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,283,200	202,832	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	22,680,000	-	-
総株主の議決権	-	202,832	-

【自己株式等】

2022年7月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イトクロ	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	2,392,800	-	2,392,800	10.55
計	-	2,392,800	-	2,392,800	10.55

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年11月1日から2022年7月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第3四半期会計期間 (2022年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,782,640	8,291,335
売掛金	314,363	628,189
その他	64,488	356,526
貸倒引当金	341	681
流動資産合計	9,161,151	9,275,369
固定資産		
有形固定資産	219,415	176,763
無形固定資産		
のれん	362,634	300,523
その他	27,553	30,379
無形固定資産合計	390,187	330,903
投資その他の資産	274,446	199,370
固定資産合計	884,049	707,038
資産合計	10,045,200	9,982,408
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	157,260	784,516
未払法人税等	352,867	-
その他	300,659	197,592
流動負債合計	810,787	982,109
固定負債		
資産除去債務	55,751	55,795
その他	14,542	15,356
固定負債合計	70,293	71,152
負債合計	881,081	1,053,261
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	2,633,859	2,633,859
利益剰余金	6,521,482	6,539,019
自己株式	32,430	332,423
株主資本合計	9,152,912	8,870,456
新株予約権	11,207	58,690
純資産合計	9,164,119	8,929,146
負債純資産合計	10,045,200	9,982,408



(2)【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
売上高	3,612,664	3,246,006
売上原価	384,967	338,906
売上総利益	3,227,697	2,907,099
販売費及び一般管理費	1,795,068	2,814,427
営業利益	1,432,628	92,672
営業外収益		
受取利息	422	286
受取手数料	80	58
その他	62	5
営業外収益合計	565	350
営業外費用		
支払利息	499	86
支払手数料	-	1,204
為替差損	204	195
営業外費用合計	704	1,486
経常利益	1,432,490	91,536
特別利益		
新株予約権消却益	-	9,676
特別利益合計	-	9,676
特別損失		
固定資産売却損	-	5,045
特別損失合計	-	5,045
税引前四半期純利益	1,432,490	96,167
法人税、住民税及び事業税	512,820	3,840
法人税等調整額	8,430	74,789
法人税等合計	521,250	78,629
四半期純利益	911,239	17,537

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高、当第3四半期累計期間の損益に与える影響はありません。

成果報酬収入における資料請求について、期末日時点で無効と見積もられる対価を返金負債として計上し、流動負債のその他に含めて表示していた前受金を契約負債として計上しております。また、返金負債と契約負債は流動負債のその他に含めて表示しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 令和2年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和1年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和1年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしています。なお、時価算定会計基準等の適用による当第3四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、オフィス最適化を図るため本社オフィスの減床に関する決議をいたしました。これにより、本社オフィスの減床に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、減床予定日までの期間で減価償却が完了するように耐用年数を変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ32,101千円減少しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した新型コロナウイルス感染症の仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
減価償却費	19,747千円	57,299千円
のれん償却額	61,904千円	62,110千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

当社は、インターネット・メディア事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
一時点で移転されるサービス	2,829,853
一定の期間にわたり移転されるサービス	416,152
顧客との契約から生じる収益	3,246,006
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,246,006

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年7月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	43円51銭	0円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	911,239	17,537
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	911,239	17,537
普通株式の期中平均株式数(株)	20,942,279	20,504,601
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	43円47銭	-
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	18,797	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年9月12日

株式会社イトクロ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野木 幹久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬野 隆一郎

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イトクロの2021年11月1日から2022年10月31日までの第17期事業年度の第3四半期会計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年11月1日から2022年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イトクロの2022年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。